

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
(株) オカベ	茨城県日立市多賀町 2-10-7

2. 指名停止措置期間 令和 8 年 4 月 8 日から令和 8 年 5 月 7 日まで（1 か月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

4. 事実概要

株木・オカベ・秋山特定建設工事共同企業体は、高萩工事事務所発注の 07 県単道改第 07-03-973-Z-001 号道路改良工事（(仮称) 大久保町第 1 トンネル）の工事現場において、令和 8 年 1 月 26 日、積載型トラッククレーンがバランスを崩し横転し、荷台にいた 1 次下請け作業員 1 名が重傷を負った。

5. 指名停止理由

工事関係者に重傷者を生じさせたことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第 1 第 7 号ウに該当するため。

< 「指名停止等措置要綱」別表第 1 第 7 号ウ >

措置要件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) (7) 建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。 ウ 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき。	認定をした日から 1 か月以上 2 か月以内

問合せ先 大子町役場財政課契約管財担当 大子町大字北田気 6 6 2 電話 0 2 9 5 - 7 2 - 1 1 1 9